

# NEWS LETTER

9th JULY 2018

No 1

編集発行／福井県医療の職場づくり支援センター  
福井市大願寺3丁目4番10号 福井県医師会内  
TEL 0776-24-1666

## ごあいさつ



福井県医療の職場づくり  
支援センター

センター長  
**大中 正光**

会員の皆様方におかれましては当医師会の運営につきまして、日頃より多大なる御協力をいただき改めて御礼を申し上げます。

さて、当医師会では、医療従事者が働く環境を良くしようと厚生労働省の委託を受け、医療従事者勤務環境改善を推進するための事業を行っております。本事業では、医師、看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図ることを目的に、医療機関が計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組みとして、勤務環境改善マネジメントシステムを創設し、平成27年2月2日に当医師会に「福井県医療の職場づくり支援センター」が設置されました。そして、同センターにおいて、これまで労務管理や医業経営に関する相談や研修会を行ってきましたが、ただ残念なことに利用度が低いまま現在に至っております。

医療の質を向上させ、患者から選ばれる医療機関となるような好循環をつくるには、「雇用の質」を向上させることが第一歩です。医療従事者皆がいきいきと仕事ができる環境づくりのため、当センターは勤務環境改善の取組をサポートしてまいりますので、積極的にご活用くださいますようお願い申し上げます。



福井県医療の職場づくり  
支援センター

運営協議会委員長  
**広瀬 真紀**

平成27年2月に開所した「福井県医療の職場づくり支援センター」は4年目を迎えております。さて、昨今働き方改革に注目が集まっていますが、現実的には、医師の応招募義務、多職種が混在する職場、勤務体系の複雑さ、看護師不足等の問題が多く、簡単に進められるものではありません。

医療機関の使命である安全で質の高い医療を提供するためには、医療提供の担い手である「人」が心身ともに健康で気力が充実し、高い専門性を發揮して医療に当たることができる環境が必要になります。しかし、少子化により労働人口が減少している中、医療に従事する人材の確保はますます厳しくなっていくことが予想されます。

医療従事者の確保・定着のため、職場ぐるみで取り組むことで勤務環境改善が図られ、結果として医療全体の向上に寄与するものとなります。是非、当センターを利用していただき、勤務環境の改善に努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。



福井県社会保険労務士会

会長  
**戸嶋 哲也**

平素は福井県社会保険労務士会に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。「福井県医療の職場づくり支援センター」事業に弊会が参加させて頂くにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

社会保険労務士(社労士)は、今年、制度創設50周年を迎えます。社会保険労務士法第1条に「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする」と書かれる通り、労働及び社会保険諸法令の手続きを事業主に代わってさせていただきながら、雇用に伴う管理を通して事業の発展に寄与してきました。人を雇用する際には法令遵守にとどまらない様々な問題が生じます。私たち社労士は、一つ一つに事業主とともに取り組んできました。その蓄積を医療の職場づくりにも生かさせていただけたら、と存じます。

「福井県医療の職場づくり支援センター」で医療労務管理アドバイザーとしてお手伝いさせていただく弊会会員をはじめ、会挙げて医療の職場づくりに貢献させていただく所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。



## 医療勤務環境改善マネジメントシステムとは？

平成26年の医療法改正により、各医療機関の管理者が医療従事者の勤務環境の改善に取り組むことが法律上の努力義務となりました。医療機関は、P D C A サイクルにより、計画的に取り組む仕組み(医療勤務環境改善マネジメントシステム)を導入することが求められています。



### 今後のスケジュール

#### 平成30年度 研修会開催のご案内

日 時 平成30年10月18日(木) 14:00~16:30  
場 所 福井県医師会館 1階 小ホール

講 演 富山県医師会副会長 泉 良平先生

※ワークショップ、説明会等も開催予定

◎詳細は8月初旬頃お知らせいたします。

### 医療機関の労働時間の管理方法に関するアンケート調査結果

#### ①出勤簿・管理簿 ②タイムカード ③ICカード

1割半ばの医師が「労働時間を管理していない」と回答。回答された方には、勤務環境の満足度が低い傾向がありました。( ; ∀ ;)  
医師の在院時間について客観的な把握を行いましょう。

医療機関の取組に対する支援の充実を図るために検討委員会「医療機関アンケート調査」より

### 社労士の豆知識

#### 勤務間インターバル制度とは

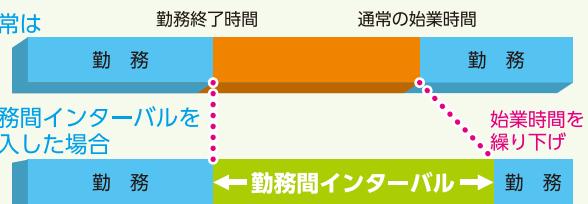
「勤務間インターバル」とは、勤務終了後一定時間以上の「休息期間」を設けることを言います。一定の休息時間を確保することで、プライベートな時間や睡眠時間を確保します。具体的には○時以降残業禁止とか、前日の残業に応じて始業時間を遅らせたりします。

制度導入をご検討される場合、**時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)**最高50万円支給があります。詳細は支援センターまでお問合せ下さい。

(例) 所定労働時間が9時から18時でインターバル9時間を導入した場合、残業は0時以降禁止になります。

シフト制の勤務形態や残業が少ない病院でも導入は可能です。日勤だけの勤務形態の場合は導入しやすい制度です。

#### ■通常は



### お知らせ

#### 嶺南トピックス

國久アドバイザー(小浜)から嶺南の情報を伝えています。  
6月中旬より個別訪問を実施させていただきます。隨時医療機関の取組状況をお伝えしていくので、ご期待ください。

#### 『モデル病院』募集いたします！

勤務環境改善マネジメントシステムに継続して取り組んでいただける医療機関を募集いたします。「モデル病院」は取組みを好事例として発表させていただくこともあります。



こんにちは。医療労務管理アドバイザーの國久弘敏と申します。医療機関勤務の経験を活かして懇切丁寧なアドバイスができるよう頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



4月より常勤の相談員として活動している山田沙佑美です。これから皆様からのお電話に対応させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。



はじめまして。医療労務管理アドバイザー塩崎幸代です。個別訪問や研修会、機関紙等でお役にたつ情報を皆様に発信していきます。



ご支援までの流れ

電話・訪問による問合せ

相談日時の打合せ

ご支援スタート

※必要に応じて医業経営アドバイザーや関連窓口をご紹介。

★機関紙は年4回発行予定です。好事例の紹介、研修会のご案内、労務管理Q&A、助成金の紹介等お役に立つ情報を掲載していく予定です。  
「こんな情報が欲しい」というリクエストがあればお気軽にご連絡ください。

## 福井県医療の職場づくり支援センター 医療労務管理相談コーナー

相談  
無料

●福井市大願寺3丁目4番10号 福井県医師会内 ●電話 0776-24-1666/FAX 0776-21-6641 ●月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く)9:00～17:00